

NEWS LETTER

CHINA SCIENCE PATENT & TRADEMARK AGENT LTD

May 31, 2021

「改正後の専利法の関連審査業務の施行に関する取扱暫定規則」 のお知らせ

2020年10月17日に第13回全国人民代表大会常務委員会の第22回会議において、「中華人民共和国専利法」を改正することに関する決定が採択されました。改正後の「中華人民共和国専利法」は2021年6月1日から施行します。

専利法実施細則は、目下改正中であります。国家知識産権局は、改正専利法の施行を確保するため、「改正後の専利法の関連審査業務の施行に関する取扱暫定規則」を立案のうえ公表し、2021年6月1日から施行することになります。

本暫定規則について、第一条から第十一条の条文、それに関連する改正専利法条文および弊所コメントを以下の対照表に記載いたします。

なお、本暫定規則は、改正専利法の全てを網羅していません。それ故に改正専利法に基づき各種手続きを行う場合、不明なところが現れますが、その折には、弊所にご相談頂ければ幸いに存じます。

中科專利商標代理有限責任公司

日本事務所

TEL:06-6881-5550

FAX:06-6881-5510

e-mail: zhang@csptip.com

暫定規則

改正後の専利法の関連条項 (赤字：改正部分) (2021年6月1日から施行)	改正後の専利法の関連審査業務の施行に 関する 取扱暫定規則 (2021年6月1日から施行)
<p>第2条 本法律において発明創造とは、発明、実用新案及び意匠をいう。</p> <p>発明とは、製品、方法又はその改良について出された新しい技術案を指す。</p> <p>実用新案とは、製品の形状、構造又はその組み合わせについて出された、実用に適した新しい技術案を指す。</p> <p>意匠とは、製品全体または部分の形状、図案又はその組み合わせ、及び色彩と形状、図案の組み合わせによって出された美観に富み且つ工業上の応用に適した新しいデザインを指す。</p>	<p>第1条 専利出願人は2021年6月1日以降に、改正後の専利法第2条第4項に従って製品の部分を保護要求している意匠申請を書面またはオフライン電子形式で提出することができる。国家知識産権局は、新たに改正された専利法実施細則の施行後に、上記出願を審査する。</p>
<p>◇ 6月1日以降、部分意匠は、書面形式またはオフライン電子形式により意匠出願書類を提出することができます。</p> <p>◇ 部分意匠の形式審査は、改正実施細則の施行日以降となります。</p>	
<p>第24条 特許出願する発明創造が、出願日前の6ヵ月以内に、次に掲げる場合の一つに該当するならば、新規性は喪失しないものとする。</p> <p>(一) <u>国家は緊急状態や非常事態が発生する場合、公共利益の目的で初めて公開された場合；</u></p> <p>(二) 中国政府が主催又は承認した国際展覧会において最初に展示した場合；</p> <p>(三) 定められた学術会議又は技術会議で最初に発表した場合；</p> <p>(四) 他人が出願人の同意を得ずにその内容を漏らした場合。</p>	<p>第2条 出願日が2021年6月1日以後の専利出願は、出願人が改正後の専利法第24条第1項に規定された場合が存在すると考えるのであれば、書面形式で請求を提出することができる。国家知識産権局は、新たに改正された専利法実施細則の施行後に、上記出願を審査する。</p>
<p>◇ 緊急事態・非常事態により公共目的のために公開された発明／考案／意匠は、新規性喪失の例外となります。</p> <p>◇ その公開後6か月以内に書面形式で特許出願／実用新案出願／意匠出願の申請書類を知識産権局へ提出することができます。</p>	
<p>第29条 出願人は発明又は実用新案を外国で最初に特許出願した日から12ヵ月以内に、又は意匠を外国に最初に特許出願した日から6ヵ月以内に、同一主題について中国に出願する場合、当該外国が中国と締結している協定又は共に加盟している国際条約、又は相互に優先権を承認する原則により、優先権を享有することができる。</p>	<p>第3条 出願日が2021年6月1日以後の意匠特許出願は、出願人が改正後の専利法第29条第2項に従って意匠特許優先権を請求する書面声明を提出することができる。国家知識産権局は新たに改正された専利法実施細則の施行後に上記出願及び優先権を要求する基礎である先行意匠権出願に対して審査を行う。</p>

<p>改正後の専利法の関連条項 (赤字：改正部分) (2021年6月1日から施行)</p>	<p>改正後の専利法の関連審査業務の施行に 関する 取扱暫定規則 (2021年6月1日から施行)</p>
<p>出願人が発明又は実用新案を中国に最初に出願した日から12ヵ月以内に、<u>又は意匠を中国で最初に出願した日から6ヵ月以内に</u>、また国務院専利行政部門に対して同一主題について特許出願する場合、優先権を享有することができる。</p>	
<p>◇ 6月1日以降、意匠の国内優先出願が可能となります。その形式審査は、改正実施細則の施行日以降となります。</p>	
<p>第30条 出願人が<u>発明、実用新案</u>の優先権を主張する場合、出願時に書面により主張し、<u>申請を最初に提出した日から16ヶ月以内に</u>、最初に専利出願した書類の謄本を提出しなければならない。</p> <p><u>出願人が意匠の優先権を主張する場合、出願時に書面により主張し、3ヵ月以内に最初に意匠特許出願した書類の謄本を提出しなければならない。</u></p> <p><u>出願人は</u>書面による主張がなれていないか又は期限内に専利出願した書類の謄本を提出していない場合、優先権の主張がなかったものと見なす。</p>	<p>第四条 出願日が2021年6月1日以後の専利出願は、出願人が補正後の専利法第30条に従って最初に提出した専利出願書類の謄本を提出することができる。</p>
<p>◇ 専利法第30条は、2021年6月1日以降の専利出願に適用されます。</p>	
<p>第42条 発明特許権の存続期間は20年、実用新案特許権の存続期間は10年、<u>意匠特許権の存続期間は15年</u>とする。いずれも出願日から起算する。</p> <p><u>発明特許出願日から四年を経過し、かつ実体審査請求の日から三年を経過した後に発明特許権が付与される場合、国務院専利行政部門は特許権者の請求を受け、発明特許の授権過程における不合理な遅延について特許権期限補償を与えることができ、ただし、出願人による不合理な遅延は除外する。</u></p> <p><u>新創薬品の販売評議審査承認時間を補うために、中国国内と外国で同時に販売請求を行う新創薬品に係る発明特許に対して、国務院専利行政部門は特許権者の要求に応じて特許権期限の延長を決定することができる。延長期間が5年以下であり、新創薬品が販売承認された後、特許権総合有効期限は14年を超えないとする。</u></p>	<p>第五条 2021年6月1日から公告授権された発明特許に対して、特許権者は改正後の専利法第42条第2項に従って、特許権の授権公告日から3ヶ月以内に特許権期限補償請求を紙形式で提出し、後で国家知識産権局が発行した納金通知書に従って関連費用を支払うことができる。国家知識産権局は新たに改正された専利法実施細則の実行後に上記請求を審査する。</p> <p>第六条 特許権者は2021年6月1日から、改正後の専利法第42条第3項に従って、新創薬品販売請求が承認された日から3ヶ月以内に、特許権期限補償請求を紙形式で提出し、後で、国家知識産権局が発行した納金通知書に従って関連費用を支払うことができる。国家知識産権局は新たに改正された専利法実施細則の実行後に上記請求を審査する。</p>

<p>改正後の専利法の関連条項 (赤字：改正部分) (2021年6月1日から施行)</p>	<p>改正後の専利法の関連審査業務の施行に 関する 取扱暫定規則 (2021年6月1日から施行)</p>
<p>◇ 授權公告日が2021年6月1日(この日を含む)以後の發明特許は、公告日から3ヶ月以内に期限補償を請求することができます。</p> <p>◇ 授權公告日が2021年6月1日(この日を含む)以後の新創薬品に関する發明特許は、新創薬品販売請求が承認された日から3ヶ月以内に期限補償請求を提出することができます。</p>	
<p>第50条 <u>特許権者が自分の意思で書面を以て国务院専利行政部門に如何なる単位又は個人にその特許の実施を許諾する意向がある声明をし、かつ許諾使用料の支払い方式、標準を明確にした場合、国务院専利行政部門は公告し、開放許諾が実行され、実施機関は、国家の規定に基づいて特許権者に使用料を支払う。实用新案や意匠特許について開放許諾の声明を提出する場合、専利権評価報告書を提供すべきである。</u></p> <p><u>特許権者が開放許諾の声明を撤回する場合、書面を以て提出すべきであり、且つ国务院専利行政部門は公告する。開放許諾声明の撤回が公告された場合、先に与えられた開放許諾の効力に影響を及ぼさない。</u></p>	<p>第七条 2021年6月1日から、専利権者は改正後の専利法第50条第1項に従って、その専利権に対して開放許諾を実施することを自分の意思で書面形式を以て声明することができる。国家知識産権局は新たに改正された専利法実施細則の実施後に上記声明を審査する。</p>
<p>◇ 6月1日以降、専利権者は、自己の専利権について開放許諾声明を書面で提出することができます。その審査は改正実施細則の施行日以降となります。</p> <p>◇ 实用新案権及び意匠権について、その開放許諾声明を提出する場合は、それと同時に評価報告書の提出も必要となります。</p>	
<p>第66条 特許権侵害紛争が新製品の製造方法の發明特許にかかわる場合、同一の製品を製造する単位又は個人は、その製品の製造方法が特許方法と異なることを証明する書類を提出しなければならない。</p> <p>特許権侵害紛争が实用新案特許又は意匠特許にかかわる場合、人民法院又は特許業務管理部門は、特許権者又は利害関係人に対して、国务院専利行政部門がかかる实用新案特許又は意匠特許に対して検索し、分析及び評価を行った上、作成した専利権評価報告書の提出を要求し、それを以って特許権侵害紛争を審理し、処分するための証拠とすることができる。<u>特許権者、利害関係者または侵害被控訴人は自発的に専利権評価報告書を提出することもできる。</u></p>	<p>第八条 2021年6月1日から、侵害被控訴人は改正後の専利法第66条に従って、専利権評価報告書の発行を紙形式で国家知識産権局へ請求することができる。</p>
<p>◇ 6月1日以降、侵害被控訴人は、専利権評価報告書を請求することができます。</p>	

<p>改正後の専利法の関連条項 (赤字: 改正部分) (2021年6月1日から施行)</p>	<p>改正後の専利法の関連審査業務の施行に 関する 取扱暫定規則 (2021年6月1日から施行)</p>
<p><u>第20条 特許出願及び特許権行使は、誠実信用原則に従わなければならない、特許権を濫用して公共利益と他人の適法権益を損害したり競争の排除や制限をしたりしてはならない。</u> <u>特許権を濫用し、競争を排除または制限し、独占行為を構成する場合、「中華人民共和国独占禁止法」に基づき処理する。</u></p>	<p>第九条 2021年6月1日から、国家知識産権局は改正後の専利法第20条第1項、専利法第25条第1項の(5)に従って予備審査中、実体審査中及び不服審判手続中の専利出願に対して審査を行う。</p>
<p>第25条 下記の各号に該当するものについては、特許権を付与しない。 (一) 科学的発見 (二) 知的活動の法則及び方法 (三) 疾病の診断及び治療法 (四) 動物及び植物の品種 (五) <u>原子核変換の方法及び原子核変換の方法により得られる物質</u> (六) 平面印刷物の図案、色彩又は二者の結合によって作り出された主に標識の作用を有するデザイン。 上記第(四)号に挙げた品種の生産方法については、本法の規定によって特許権を付与することができる。</p>	
<p>第42条 発明特許権の存続期間は20年、実用新案特許権の存続期間は10年、意匠特許権の存続期間は15年とする。いずれも出願日から起算する。</p>	<p>第十条 出願日が2021年5月31日(この日を含む)以前の意匠特許権の保護期限は10年とし、出願日から起算する。</p>
<p>◇ 出願日が2021年6月1日(この日を含む)以後の意匠特許権は、保護期限が15年となります。保護期間は、その出願日から起算します。</p>	
	<p>第十一条 本規則は2021年6月1日から施行する。</p>

以上